

養父市立養父中学校いじめ防止基本方針

養父市立養父中学校

1 学校の方針

校訓「自立・協同・創造」のもと、自ら学び、仲間と共に明るくたくましく生きる生徒を育成することを目標としている。また校是「生きるとは分かちあうこと」とし、思いやりの心を持ち助け合う生徒の育成を目指している。

そのために、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制の整え、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見、早期解決に取り組む体制を確立するために「いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的考え方

いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

このいじめの定義を受け、いじめを重大な人権侵害と捉え、いじめは、どの学級にも学校にも起こり得るという認識に立ち、早期発見に努め、迅速かつ有効な対応を進める。また、普段の学校生活の中で好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

いじめ防止のための基本姿勢として下記の6つのポイントをあげる。

- 「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」ことを徹底する。
- 生徒一人一人が自己指導能力を身につけ、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- すべての生徒を対象に常態的・先行的（プロアクティブ）な発達支持的生徒指導を行う。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該生徒の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- 保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

3 いじめ防止等の指導体制等

（1）いじめを未然に防止するための取組

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、生徒一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取り組まなければならない。また、一人一人を大切に授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

○生徒に対して

- ・生徒が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切に授業のUD化を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であるという強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導を徹底する。
- ・周りの子どもたちへの対応
どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高めることが大切である。見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。その上で、いじめを見たらやめさせたり、教職員や他の友達に知らせたりする行動をとることを徹底する。

○教職員の姿勢

- ・日常的にいじめについての問題に触れ、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを共通認識し、さまざまな場面において生徒に示す。
- ・生徒同士、生徒と教職員との潤滑油としての役割を自覚し、生徒一人一人が自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
- ・いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や学年等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。
- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という根本を徹底する。
- ・全教育活動を通して、「いかなるいじめも見逃さない」組織体制を構築する。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、生徒会等の生徒自身の手による取組を促す。

○保護者・地域に対して

- ・生徒が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・学校の諸活動や生徒の様子について、積極的に発信する。

（３） いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に向けて

- ・「いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で生徒を見守り、気付いたことを共有する。
- ・おかしいと感じた生徒がいる場合には、学年や生徒指導部等で気付いたことを共有し、大勢の目で生徒を見守る。
- ・生徒の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。
- ・「いじめアンケート」を毎月、生徒の実態に応じて記名式や無記名式を採択もしくは併用して実施する。
- ・「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」を出現させるように促す。
- ・SNSを介したインターネット上での誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認

知することが難しいケースも増えていることから、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付きネットワークを拡げる。

イ いじめの早期解決に向けて

- ・ いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心として全教職員が全力で共通理解を図り、組織的にいじめ問題の解決にあたる。
- ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・ いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させる。
- ・ 学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。
- ・ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やＳＣ、ＳＳＷと連携を取りながら指導を行っていく。

ウ 保護者・地域、関係機関と連携した取組

- ・ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるときに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

(4) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙１ 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙２ チェックリスト

(5) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方等、心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」等を活用し、年間の指導計画を策定する。

別紙３ 年間指導計画

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

いじめの態様として、ＳＮＳ等によるネットいじめなど、発見が難しい形態の件数が増加している。インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で行われる対策

- ア 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- イ 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込みを禁止する。

(2) 家庭に対して行われる対策

- ア 生徒の携帯電話、スマートフォン、ＰＣ等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- イ 掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、保護者への啓発活動を繰り返し行う。

(3) 発生時の対応について

- ア 教育委員会・警察・関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- イ 被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

5 重大事態への対応について

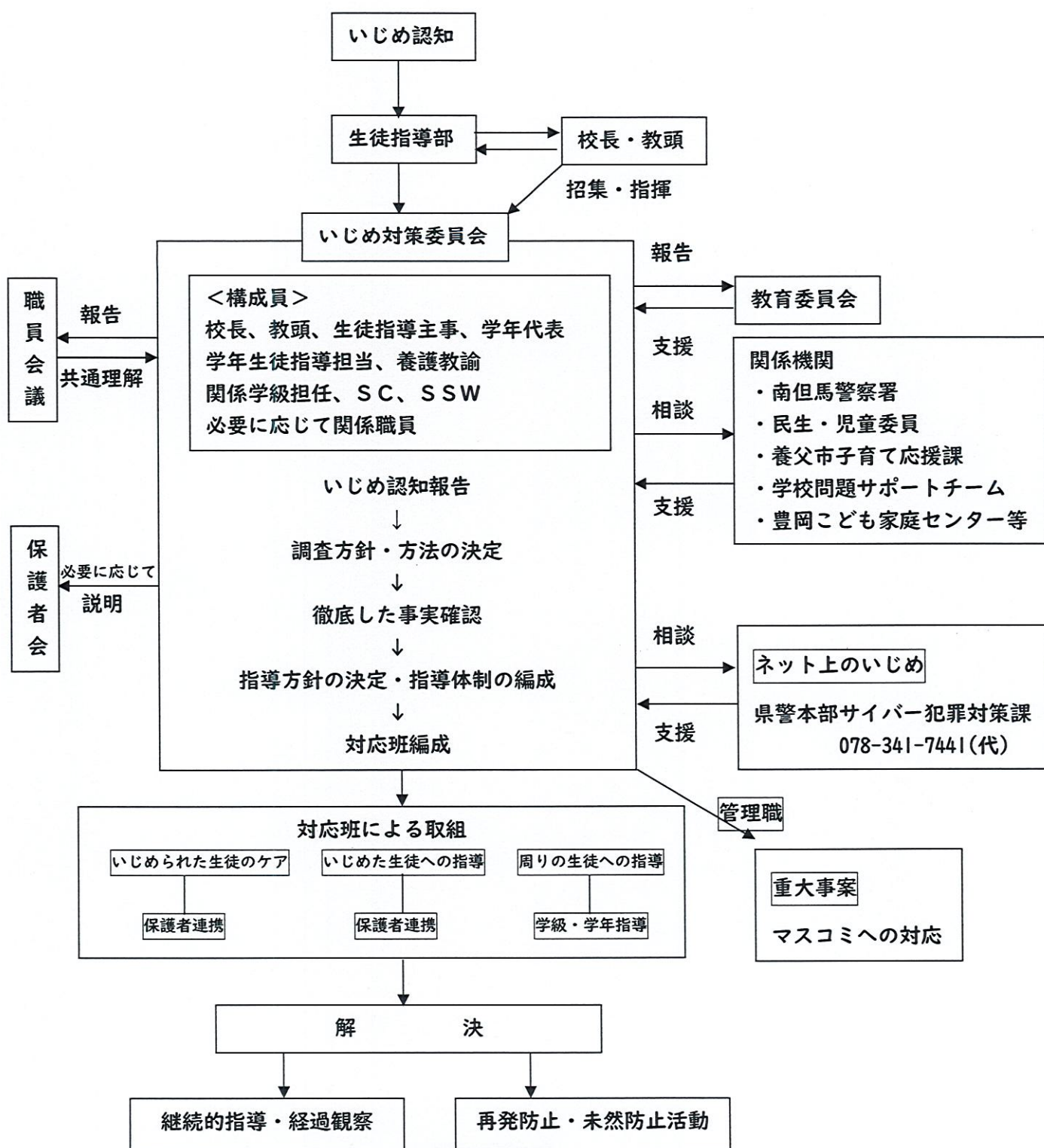
重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

「いじめによって子どもたちが深く傷つき自ら命を絶つようなことは決してあってはならず、重大事案の根絶を目指す必要がある」との認識を徹底し、このような重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- (1) すみやかに教育委員会を通じて文部科学省に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について教育委員会と協議する。
- (3) 加害生徒について、改善がのぞめず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について、教育委員会と協議する。
- (4) 重大事態に当たらないことが明らかな場合を除き、重大事態として対応する。

6 その他の事項

- (1) 校内研修の充実
いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。
- (2) 教育相談日等の設定
教育相談日等を設定し、生徒と向き合う時間を確保する。また、SC・SSWとの連携を図り必要な指導を受ける。
- (3) 小中一貫教育を通して
生徒の発育の適時性と連続性を重視した指導を展開し、人間関係力の育成に取り組む。
- (4) 関係機関等との連携
監督官庁や警察、地域等の関係機関と連携を図り必要な支援を受ける。
- (5) 学校評価の充実
学校評価の項目にいじめ問題を掲げ評価・分析を行い、この「いじめ対策基本方針」を必要に応じて改訂していく。



◇被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。

・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。

・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

◇双方の保護者に説明をする。

◇双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

いじめのサイン発見チェックリスト

(月 日 ~ 月 日) 記入者 ()

場面	チェック項目	該当生徒名
登校時	1 登校時間が遅れがちである。	
	2 表情が暗く、あいさつの声が小さい。	
	3 服装が汚れたり破れたりしている。	
観察 健康	4 欠席が続いている。	
	5 腹痛や頭痛が続いている。	
	6 体に不審な傷跡が見られる。	
	7 話しかけても目を合わせようとしない。	
授業中	8 おどおどした様子が見られる。	
	9 発表を笑われたり、からかわれたりしている。	
	10 班やグループを作るときに孤立している。	
	11 提出物や学習用具を忘れて忘れる。	
	12 教科書やノートに落書きが多く見られる。	
休み時間	13 遊んでいるときにも笑顔が少なく、表情が暗い。	
	14 呼び捨てやあだ名で呼ばれることが多い。	
	15 職員室や保健室に出入りすることが多い。	
	16 人目につかない場所に行くことが多い。	
給食清掃	17 給食配膳時に避けられる様子が見られる。	
	18 給食の食べ残しが多い。	
	19 周囲の友だちと会話が弾まない。	
	20 準備や片づけで、仕事を押しつけられる。	
部活	21 休みがちで、参加意欲の低下が見られる。	
	22 準備や片づけを押しつけられることが多い。	
下校	23 下校時刻になっても学校に残ろうとする。	
	24 一人で帰ることが多い。	
その他	25 作品掲示物や机に落書きや破損が見られる。	
	26 上履きなど物がなくなることがある。	
	27 欠席の日にプリント類を届ける友だちが少ない。	
	28 日記で嫌だったことなどを書いてくる。	
	29 急激な成績や学習意欲の低下が見られる。	
	30 金銭の持ち出しがある。	
	31 家庭での荒れが見られる。	
○これまでの反省と今後の方針		

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた 取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	各小学校との情報交換	長期休みアンケート
		オリエンテーション	
5月	職員会議（毎月1回）	学級づくり	家庭訪問
		道徳（仲間づくり等）	
		修学旅行	
6月	生徒指導部会（毎週1回）	職員研修会	
		トライやる・ウィーク	i-check
		民生児童委員懇談会	スマイルチェック
7月	いじめ対応チーム（事案発生時）		個別面談
		職員研修会	SNS アンケート
			期末保護者会
8月	いじめアンケート（毎月1回）・生活アンケート（学期末）	カウンセリング研修	
			長期休みアンケート
9月		体育大会	
		職員研修会	
10月		人権学習	
11月		オープンスクール	スマイルチェック
		文化祭	i-check
			個別面談
12月		人権週間	期末保護者会
		職員研修会	
		球技大会（仲間づくり）	
1月		震災集会	長期休みアンケート
2月			個別面談
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ		スマイルチェック
		小中連絡会 中高連携（情報交換）	期末保護者会

職員会議等

- ・生徒指導部会（毎週金曜日）で情報交換を行う。
- ・職員会議で、情報の共有をはかる。
- ・いじめ対応チーム（随時）

未然防止・早期発見に

向けた取組

- ・登下校時のあいさつ運動の実施
- ・授業間や昼休み時間の巡回指導の実施
- ・道徳授業の充実。
- ・SCとの連携（生徒希望カウンセリング・ストレスチェックアンケート等）
- ・いじめアンケートの実施（毎月1回）
- ・SSWとの情報交換会
- ・個別面談の実施（毎学期）
- ・生活アンケートの実施（毎学期）
- ・SNSアンケートの実施
- ・i-checkの実施（2回）
- ・小学校との連携（小中一貫生徒指導部会）
- ・民生・児童委員との懇談会